

こども[★]誰[★]でも 通園制度 を開始します！

こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる制度です。

☎ 住民福祉課 子ども未来係 ☎ 0967-62-2911

対象児童

- ・0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の2日前)までであること
- ・保育所、認定こども園等に在籍していないこと

実施施設

色見保育園(阿蘇郡高森町色見1135)

利用可能時間

こども1人につき月10時間まで

利用料金

1時間あたり300円

※上記のほか、施設により、給食・おやつ代その他の実費負担が別途必要となる場合があります。

※世帯の所得状況により利用者料金の減免があります。

※利用料金は実施施設に直接お支払いいただきます。

▼利用手続きなどについては、高森町ホームページをご確認ください。

<https://www.town.kumamoto-takamori.lg.jp/site/kosodate/10004.html>

こちらの二次元コードからもご確認いただけます。



年金だより



年金

よくあるご質問にお答えします！

Q：「20歳になったら国民年金(国民年金に関する事前のお知らせです)」が送られてきたのですが、どうしてですか。

A：20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業・無職の方等は、国民年金に加入することが義務付けられています。そのため、20歳になる方へ「国民年金に関する事前のお知らせ」を送付し、以下のご案内をしています。

- ・まとめて前払い(前納)することで割引されるお得な前納制度
- ・定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると将来の老齢基礎年金を増やすことができる付加年金
- ・口座振替・クレジットカード納付などの納付方法

Q：大学生の子も、国民年金に加入し、保険料を納めるのですか。

A：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります。学生の方も国民年金に加入し、保険料を納めることが必要です。

これは、年金が世代と世代の支え合いとして加入が義務とされていること、学生の方の年金を受ける権利を確保することや、学生期間中の病気やケガによる障害について保障が必要と考えられるためです。

Q：会社員である夫が退職しましたが、配偶者である私は国民年金の届出が必要ですか。

A：厚生年金保険や共済組合に加入している方に扶養される配偶者の方は「第3号被保険者」となっています。会社を退職されたときは「第1号被保険者」として国民年金に加入することになりますので、夫婦ともに届出が必要です。

Q：会社員である夫が65歳になりましたが、配偶者である私は何か手続きが必要でしょうか。

A：65歳に到達している場合、引き続き厚生年金等に加入していても、扶養されている第3号被保険者は第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。なお、第3号被保険者(厚生年金加入者に扶養される配偶者)でない場合は上記の手続きは不要です。